

保険薬局各位

一般名処方により調剤した薬剤の当館への情報提供について

平素は、当館の院外処方せんの発行にご協力を賜りありがとうございます。

保険薬局において一般名処方により調剤を行なった場合、調剤した薬剤の銘柄等に関して当該処方せんを発行した保険医療機関へ情報提供することが義務づけられています。ただし、当該保険医療機関との間で調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否について予め取り決められている場合はこの限りではありません。

このたび、当館で発行した院外処方せんの一般名処方に係る処方薬については、保険薬局からの調剤した薬剤の銘柄等に関する情報提供は不要とすることを決定しましたのでご連絡いたします。なお、従来より先発医薬品から後発医薬品への変更調剤および後発医薬品の銘柄変更調剤を行った場合にも、情報提供は不要としておりますことを申し添えます。ご理解、ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。